

株主各位

第45期定時株主総会招集ご通知に際しての
法令及び定款に基づく書面交付請求株主への
交付書面の記載省略事項

新株予約権の状況
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会の監査報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しています。

日本アジア投資株式会社

新株予約権の状況

その他新株予約権等の状況

2025年10月24日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

名称	2025年第1回新株予約権 (行使価額固定型)	2025年第2回新株予約権 (行使価額修正条項付)
新株予約権の総数	40,000個	100,000 個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 4,000,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 7,280,000 株 (新株予約権1個につき100株) (注1)、(注5)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 8円	新株予約権1個当たり 12円
新株予約権の払込期日	2025年11月10日	2025年11月10日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 252円	(注2)
新株予約権の行使期間	2025年11月11日から 2027年11月10日まで	2025年11月11日から 2027年5月11日まで

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p>	<p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>	<p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>本新株予約権の一部行使はできない。</p>	<p>本新株予約権の一部行使はできない。</p>

<p>割当先</p>	<p>第三者割当の方法により、以下に記載する者に、それぞれ以下に記載する新株予約権数を割り当てました。</p> <p>投資事業有限責任組合 ガバナンス・パートナーズ経営者ファンド 17,600個</p> <p>ダイナミックソリューショングループ株式会社 17,600個</p> <p>株式会社アルファステップ 1,600個</p> <p>株式会社エヌ・ケー興産 1,600個</p> <p>グロースパートナーズ投資組合 1,600個</p>	<p>第三者割当の方法により、全ての2025年第2回新株予約権をEVO FUNDに割り当てました。</p>
------------	--	---

(注1) 2025年第2回新株予約権の目的である株式の種類と数
 上限行使価額はありません。下限行使価額は126円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は7,280,000株であります。

(注2) 2025年第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 当初行使価額は252円とします。

2025年第2回新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）に初回の修正がされ、割当日の2取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2025年10月24日（以下「価格算定日」といいます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）の100%に相当する金額（ただし、当該金額が下

限行使価額（以下に定義します。）を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、当該修正日に先立つ3連続取引日（以下「価格算定期間」といいます。）の各取引日（ただし、終値が存在しない日を除きます。）の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（ただし、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。ただし、当該価格算定日に終値が存在しなかった場合又は当該価格算定期間内のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行われません。また、価格算定日又は価格算定期間内のいずれかの取引日において2025年第2回新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日又は当該価格算定期間内の各取引日の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。

ただし、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により、2025年第2回新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。ただし、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、発行要項第10項(1)号に準じて行使価額は修正されます。

「下限行使価額」は、当初126円としますが、2025年第2回新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。

（注3） その他2025年第1回新株予約権に係る事項

2025年第1回新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を受けなければなりません。また、当社取締役会において2025年第1回新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

当社は、割当先との間で、行使指示条項を規定する2025年第1回新株予約権買取契約を締結しております。

（注4） その他2025年第2回新株予約権に係る事項

当社は、2025年10月24日に、EVO FUNDが本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する2025年第2回新株予約権買取契約を締結しております。また、当社取締役会において2025年第2回新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

(注5) 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。

業務の適正を確保するための体制

2026年3月31日現在における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての、決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 基本方針策定に関する考え方

イ. 当社は、以下を経営理念としている。

「日本とアジアをつなぐ投資会社として、少子高齢化が進む社会に安心・安全で質と生産性の高い未来を創ります。」

当社は、この経営理念の下、業務の適正を確保するため、内部統制システム構築の基本方針を定める。

ロ. 当社の内部統制システムは、中期経営計画などの事業全体の戦略策定に適用され、業務の有効性・効率性、計算書類やその他の適時開示情報の信頼性・関連法規や企業倫理の遵守といった経営目的の達成を保證する枠組みとなるものである。

② 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役は、当社及び当社子会社における企業倫理の確立、並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「私たちの行動規範」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図る。

ロ. 経営管理グループ管掌取締役又は執行役員をコンプライアンス担当取締役又は執行役員とする。コンプライアンス担当取締役又は執行役員は、取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、コンプライアンス・マニュアルを制定し、説明会や個別相談など必要な諸活動を推進し、管理する。

ハ. 各組織単位及び各業務単位の責任者は、日々の業務を遂行する際、その行動基準を遵守し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

ニ. 内部監査室は、各組織単位及び各業務単位の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、被監査部署からその改善状況の報告を義務付けることで、実効性を高める。

③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は取締役会を設置する。取締役会は、原則月1回の定例のほか必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針及び経営計画その他業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ロ. 取締役会に加え、経営会議を原則月2回以上、投資委員会を原則月2回開催する。経営会議は、業務執行の強化を図ることを目的とする機関である。取締役会が定めた経営の基本方針及び経営計画に基づく業務執行に関する意思決定に関し、取締役会から権限を委譲された業務執行取締役及び業務執行取締役から権限を委譲された執行役員が業務執行の意思決定をする場であり、また、情報共有の場である。監査等委員以外の取締役のうち取締役会が任命した者、執行役員のうち取締役会が任命した者及び1名以上の監査等委員によって構成する。
投資委員会には、投資委員会（本体）と、投資委員会（ファンド）（末尾の注釈参照以下同様）の2種類を設ける。いずれの投資委員会も、営業上の投融資に関する事項を審議決定すること、ならびに投融資先のモニタリング強化を図ることを目的とする機関であり、経営会議においてその決裁方法や構成員等会議の運営ルールを決定の上、当該ルールに則り運営する。
- ハ. 取締役が経営及び業務運営の全般について関与し、行動できるよう、業務遂行責任及び収益責任を持つ組織単位としてグループ又は室を設け、また、グループ内に一定の業務単位を設置する。業務執行取締役及び執行役員は、それぞれ組織を管掌又は業務を担当する。業務執行取締役は、執行役員及び各業務単位の責任者（以下、「責任者等」）に一定の権限を委譲し、執行役員及び責任者等の業務執行状況を監督し、経営的な観点から助言・指導を行う。また、執行役員及び責任者等は、自身の業務を補佐するよう、必要に応じて各種下級職位者に対し、各業務単位の運営における課題解決や各業務単位の戦略立案とその執行を担当させる。

- 二、業務執行取締役及び執行役員はファンドを担当する。業務執行取締役及び執行役員がその担当するファンド業務を円滑に遂行するため、投資委員会（本体）にてファンド毎にファンドマネージャーを選任する。ファンドマネージャーは、該当ファンドの投資委員会の構成員となることで、ファンドパフォーマンスへの運用責任及び出資者への説明責任を負う。

④ 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ、取締役会には、取締役会事務局を設置する。
- ロ、取締役会事務局は、議長の命を受けて取締役会の開催、議事録の作成・保管その他取締役会に関する事務に当たる。各取締役が報告した業務執行状況資料及び取締役会議事録については、取締役（監査等委員である者を含む）が常時閲覧できるようにし、取締役会議事録は10年間保管する。また、その他の全社的な文書保管の体制については文書管理規程に定める。

⑤ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ、組織単位及び各業務単位には、業務執行においてリスク事象の認識を含む重要事項につき各組織や業務を管掌又は担当する取締役及び執行役員又は責任者等への報告及び決裁機関への付議・報告等を義務付ける。また、業務執行の過程においては、各管掌又は担当取締役、各管掌又は担当執行役員、各責任者等、及び各業務の管理を担当する組織単位及び各業務単位が統制活動を行う。
- ロ、情報管理を適切に行うため、インサイダー取引管理規程及び情報セキュリティ管理規程を制定し、執行役員又は各責任者等をインサイダー情報管理責任者及び情報管理責任者とし、業務等に関する重要事実等の情報の管理を義務付ける。
- ハ、経営危機管理を体系的に規定するため、経営危機管理規程を制定する。

⑥ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制子会社については、関係会社管理規程を制定し、これに基づき、適宜予算の達成及び財務の状況等並びに業務報告をさせる。
- ロ、子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制子会社については、関係会社管理規程を制定し、これに基づき管理する。加えて、当社のインサイダー取引管理規程、情報管理規程及び経営危機管理規程は子会社にも適用される。

ハ、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

極めて重要性の乏しい子会社を除き、最低1名当社の取締役あるいは幹部職員が各子会社の役員に就任し、当該子会社の職務の執行が効率的に行われることを確保するように監督をする。

二、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の役員には、行動基準を定め、これを遵守させる。上記「②当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」の対象には子会社を含む。

⑦ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、内部監査室に所属する使用人の中から適切なスタッフを配置する。

ロ、上記スタッフの人事に関しては、業務執行者からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保すべきことに留意して、監査等委員会の同意を必要とする。

⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制

イ、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらから報告を受けた者は、あらかじめ定められた監査等委員会に対する報告事項について、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

ロ、監査等委員である取締役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から業務の報告を聴取し、必要に応じて子会社の調査を行い、取締役の職務執行に関しての適法性、妥当性の監査を行う。

ハ. 上記イ. 及びロ. において監査等委員会に対し報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないよう、上記②イ. に定める「私たちの行動規範」等により、コンプライアンスの重要性や各種ハラスメントの禁止を周知徹底する。また、コンプライアンス相談制度では、相談した者が相談をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないよう匿名性が確保されており、その結果は監査等委員会に報告される。

⑨ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針及び手続に関する事項

当社の取締役会は、監査等委員会が監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関して要請を行った場合には、監査等委員会の職務執行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに対応する。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会は、より効率的な監査を実施できるよう、内部監査及び会計監査のスケジュールや方法及び結果について情報共有を図る。内部監査室とは定例会合を持ち、会計監査人からの報告を受け、意見交換を行う。また、必要に応じて会計監査人の往査・監査講評に立ち会う。

ロ. 監査等委員会は、必要に応じて、代表取締役社長と定例会合を持つ。

注：投資委員会（本体）とは、当社グループが運用者となるファンドに関する事項、当社自身の資金や当社グループのみが出資者であるファンドの営業投融資実行の可否及び実行後の投融資先企業の重要な事項、当社グループ以外が運用者であるファンドに関する事項を、審議決定又は意見集約する権限持つ投資委員会である。

また、投資委員会（ファンド）とは、当社が運用者となるファンドによる営業投融資実行の可否及び実行後の投融資先企業の重要な事項を審議決定する権限を持つ投資委員会である。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は「業務の適正を確保するための体制」に基づいた運用を実施しております。当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

代表取締役自らが役職員にコンプライアンスの必要性を説明し、その周知徹底を図っております。また、コンプライアンス・マニュアルを社内に通達することで、周知徹底を図りました。加えて、コンプライアンス相談制度やコンプライアンス社外通報制度の内容を社内に通達することで活用を促しました。

② リスク管理に関する取り組み

取締役会、経営会議、及び投資委員会を社内規程どおり開催し、業務執行に関する事項に関してその重要性や性質に基づき、適宜承認し、又は、報告を受けました。また、これらの社内規程を適宜改訂し、その内容を社内に通達することで、周知徹底を図りました。加えて、リスク管理委員会を開催し、リスクの洗い出し及び評価、並びに、対応策の検討とその実施状況の確認を行いました。

③ 企業グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

子会社から予算、実績、業務遂行状況に関する報告を適宜受け、その監督を行いました。

④ 監査等委員会の監査の実効性確保に関する取り組み

監査等委員会の職務を補助する使用人として内部監査室長を配置し、監査等委員会と毎月報告会を開催致しました。また、監査等委員会は、必要に応じて代表取締役及びその他役員と会合を持ち、必要な報告を受け、意見を交換致しました。加えて、監査等委員会に使用人を招聘し、必要な報告を受けました。

連結株主資本等変動計算書

第45期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日 残高	100	6,414	265	△152	6,628
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	389	389	－	－	778
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	△46	－	△46
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	389	389	△46	－	732
2026年3月31日 残高	489	6,804	219	△152	7,360

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整	その他の包括利益累計額合計			
2025年4月1日 残高	73	115	189	－	341	7,158
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	－	－	－	－	－	778
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	－	－	－	△46
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	24	△33	△8	1	1,746	1,739
連結会計年度中の変動額合計	24	△33	△8	1	1,746	2,471
2026年3月31日 残高	98	81	180	1	2,087	9,630

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数

36社

- ・主要な連結子会社の名称

ジャイク事務サービス(株)、JAIC・キャピタル・パートナーズ(株)、
Jaicオルタナティブインベストメンツ(株)、日亜投資諮詢(上海)有限公
司、KICホールディングス(株)、KICアセット・マネジメント(株)(注)
投資事業組合等30ファンド

- ・連結範囲の変更

Jaicオルタナティブインベストメンツ(株)、KICホールディングス(株)は株式
を取得したため連結の範囲に含めております。また、KICホールディング
ス(株)の株式取得に伴い、同社の連結子会社であるKICアセット・マネジメ
ント(株)(注)を連結の範囲に含めております。

(株)アジアマーケット企画、他1社は清算により減少しております。

投資事業組合等の異動は下記のとおりであります。

増加：新設によるもの5ファンド、取得によるもの1ファンド

- (注) KICアセット・マネジメント(株)は2026年4月13日付でJAICアセットマ
ネジメント(株)に社名変更しております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称

投資事業組合等6ファンド、他1社

- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社については、連結した場合における総資産、売上高、当
期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はい
ずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲か
ら除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数

9社

- ・主要な会社等の名称

(株)宮崎太陽キャピタル、JAICデータダイナミクス(株)、他投資事業組合
等7ファンド

- ・持分法の適用の範囲の変更

JAICデータダイナミクス(株)は、新設に伴い、当連結会計年度より持分
法適用の範囲に含めております。

② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称

A Jキャピタル(株)、他2社、他投資事業組合等6ファンド

- ・持分法を適用しない理由
各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
- (3) 会計方針に関する事項
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・ その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの
 - 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等
 - 移動平均法による原価法
 - ・ 投資事業組合出資金等
 - 当該投資事業組合等(以下「組合等」)の最近の財産及び損益の状況に基づいて、その純資産及び純損益を連結会社の持分割合に応じて計上しております。
- ② 営業投資有価証券の評価基準及び評価方法
- ・ その他営業投資有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの
 - 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等
 - 移動平均法による原価法
 - ・ 投資事業組合出資金等
 - 当社及び関係会社が管理運用する組合等について、当社と決算日が同一である組合等については連結決算日における組合等の財務諸表に基づいて、当社と決算日が同一でない組合等については、連結決算日における組合等の仮決算による財務諸表に基づいて、組合等の資産、負債及び収益、費用を連結会社の出資持分割合に応じて計上しております。また、他社が管理運用する組合等については、主に当該組合等の最近の財産及び損益の状況に基づいて、その純資産及び純損益を連結会社の持分割合に応じて計上しております。
- ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- ・ 未成業務支出金
 - 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

④ 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産 主として定率法を採用しております。ただし、建物及び構築物、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は、定額法を採用しております。また、プロジェクト投資を行う投資事業組合等は主に定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～40年
機械及び装置	17～25年
車両運搬具及び工具器具備品	2～15年
- ・無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、主な償却期間は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
発電設備開発権利金	20年

⑤ 重要な引当金の計上基準

- ・投資損失引当金 投資の損失に備えるため、投資先会社の実状を勘案して、その損失見積額を計上しております。また、減損損失相当額を投資損失引当金繰入額に含めて計上し、取得原価の直接減額はしておりません。
- ・貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法により計上しております。
- ・賞与引当金 従業員に支給する賞与に備え、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 投資事業組合等管理運営業務

組合管理報酬及び組合事務受託料については、契約に基づいて、投資事業組合等の管理運営に係る業務及び投資事業組合等の事務受託に係る業務を提供する履行義務を負っております。

これらの履行義務は、契約期間において時の経過により充足されるものであり、時の経過に応じて収益を認識しております。

② 再生可能エネルギープロジェクト

再生可能エネルギープロジェクトの売電収益に

については、契約に基づいて売電の履行義務を負っております。

当該履行義務は、売電をした一時点で充足されるものであり、売電をした時点で収益を認識しております。

③ スマートアグリプロジェクト

スマートアグリプロジェクトの野菜の販売については、契約に基づいて野菜を顧客へ引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、野菜の支配が顧客へ移転する一時点で充足されるものであり、顧客へ引き渡した時点で収益を認識しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

・ のれんの償却方法

のれんの償却については、原則として5～10年間の均等償却を行っております。

・ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました流動資産の「営業貸付金」(当連結会計年度は、6百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「のれん」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「のれん」は0百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

営業投資有価証券の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

営業投資有価証券	4,519百万円
投資損失引当金	817百万円

(2)その他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

未上場営業投資有価証券に対する減損及び投資損失引当金計上については、四半期ごとに各投資先会社の資産内容、事業状況、資金状況、当社の投資の回収状況等を勘案し、格付けを行い、損失額を見積もっております。また、存続期限が間近に迫ったファンドから投資している未上場営業投資有価証券に対しては、早期換金化による流動性リスクを加味した上で評価しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

各投資先会社の資産内容、事業状況、資金状況及び投資の回収状況に基づく格付けは、個々の投資先の実状（直近ファイナンスの状況、マイルストーンなど事業進捗の達成状況、資金繰りの状況等のデータに加えて、将来予測である事業計画に含まれる経営改善施策を反映した著しく下落した一株当たり純資産の回復や業績の見込み、計画されている株式上場やトレードセルの進捗状況、投資の回収計画の実現可能性及び回収見込額等）を勘案しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

未上場営業投資有価証券及び投資損失引当金については、每期見直しを行い最善の見積りと判断により決定しております。しかしながら、将来の不確実な経済条件の影響を受け、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

スマートアグリ（植物工場）に係る固定資産の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

スマートアグリ（植物工場）	
有形固定資産	816百万円
投資その他の資産	3百万円

(2)その他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、固定資産の減損会計の適用にあたり、プロジェクト投資に関しプロジェクトの案件ごとに資産のグルーピングを行っております。

スマートアグリ（植物工場）プロジェクトにおいて、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっているため、減損の兆候があると判断しました。減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていることから減損損失は認識しておりません。割引前将来キャッシュ・フローの総額は、当プロジェクトの事業計画を基礎として算出しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りには、当該プロジェクトの事業

計画を基礎としており、当該計画では顧客別1日当たり基準納品高を基礎とした予定販売量を主要な仮定として織り込んでおります。

予定販売量は、顧客からの需要動向に伴い変動し、事業計画に大きな影響を与える可能性があります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

予定販売量の確保のための施策を継続的に取り組んでおりますが、当該施策は不確実性を伴うものであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額の減少により、スマートアグリ（植物工場）プロジェクトの固定資産に対して減損損失を計上する場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	80百万円	
流動資産（その他）	107百万円	
建物及び構築物	6,349百万円	(4,250百万円)
機械及び装置	2,141百万円	(17百万円)
車両運搬具及び工具器具備品	2百万円	(2百万円)
土地	2,099百万円	(1,639百万円)
無形固定資産（その他）	15百万円	
破産更生債権等	103百万円	
投資その他の資産（その他）	45百万円	

(2) 担保付債務

短期借入金	297百万円	
社債	100百万円	(100百万円)
長期借入金	6,956百万円	(3,230百万円)

上記の担保に供している資産及び担保付債務は、全て連結子会社に帰属しております。

上記のうち（ ）内書きはノンリコース債務に対応する担保提供資産及びノンリコース債務を示しております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 1,365百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	22,284千株	3,720千株	－千株	26,004千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	78千株	－千株	－千株	78千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 11,280千株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、ベンチャー企業等に投資を行うプライベートエクイティ投資と再生可能エネルギー等のプロジェクトに投資を行うプロジェクト投資を行っております。その結果、投資資産は主として、未上場有価証券、事業プロジェクトの証券化商品、固定資産となります。このうち、固定資産以外のものが、金融資産に該当します。この事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、銀行借入による間接金融若しくは直接金融によって資金調達を行う方針であり、これらには金融負債が含まれております。

このように、主として流動性の低い投資資産及び期間の長いプロジェクトの投資資産を有しているため、投資資産の投資回収期間と金融負債の調達期間のギャップを最小化すべく長期資金の調達を志向しており、その結果生じる長期借入金の金利変動及び、外貨建て金融資産の投資回収に伴う為替変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の管理を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に株式、債券、新株予約権、不動産投資信託及び投資事業組合出資金等であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクを有しております。

また、変動金利による借入を行っており、金利の変動リスクを有しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスクの管理

投資の実行時には、個別の案件ごとに投資先企業の信用リスクを含めたリスク分析を行い、所定の決裁会議で投資の可否を判断しております。

投資実行後は、投資先の状況を随時モニタリングしております。また、償却引当規程に従い、投資先会社の実状を勘案して定期的に評価を行い、必要に応じて営業投資有価証券評価損及び投資損失引当金を計上しております。

2) 市場リスクの管理

イ) 為替リスクの管理

外貨建て営業投資有価証券については、金額に重要性がある場合は、為替変動による影響額の定期的なモニタリングを行っております。

ロ) 価格変動リスクの管理

営業投資有価証券のうち上場株式については、継続的に時価や発行体の経営状況等を把握し、適切な価格、タイミングで流動化を図っております。また、市場価格のある営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

ハ) 金利リスクの管理

変動金利による借入を行っており、金利の変動リスクを有しております。

す。金利状況については定期的にモニタリングしております。

3) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、借入金に係る弁済計画について、全取引金融機関からご同意を頂いておりますが、さらなる経済環境の悪化や不測の事態等により当社が当該計画で定められている返済を履行できない事態に陥った場合には事業活動、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼすリスクを有しております。

当該リスクに対応するため、資金繰りについては、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新し管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式及び出資金等は、含めておりません。（（注1）参照）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
有価証券、営業投資有価証券及び投資有価証券	1,074	1,074	—
資産計	1,074	1,074	—
社債	244	246	1
長期借入金	6,990	6,997	7
負債計	7,234	7,243	8

(※) 「現金及び預金」、「短期借入金」、「1年内償還予定の社債」は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない金融商品は次のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
①非上場の株式 (※1)	2,790
②組合等出資金 (※2)	905
③長期借入金 (※3)	2,285

(※1) 非上場の株式については、市場価格がないので、時価開示の対象としておりません。

(※2) 組合等出資金は、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上しています。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項を適用し、時価開示の対象に含めておりません。また、当連結会計年度末における組合等出資金に係る連結貸借対照表計上額の合計額は、905百万円であります。

(※3) 長期借入金は、その弁済計画について、全取引金融機関からご同意を頂いております。連結決算日現在、将来のキャッシュ・フローは確定していないため、時価開示の対象としておりません。

(注2) 有価証券に関する事項

有価証券、営業投資有価証券及び投資有価証券

有価証券、営業投資有価証券及び投資有価証券はその他有価証券として保有しており、当連結会計年度中の売却額は908百万円であり、売却益の合計額は440百万円、売却損の合計額は5百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種 類	連結貸借対照表 計 上 額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照 表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	396	335	61
	債券	100	100	0
	その他	4	3	0
	小計	501	439	62
連結貸借対照 表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	432	472	△39
	債券	139	164	△25
	その他	0	0	—
	小計	572	637	△64
合計		1,074	1,077	△2

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表計上額とする金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券、営業投資有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	716	113	－	829
債券	－	－	239	239
その他	0	－	4	5
資産計	717	113	243	1,074

② 時価で連結貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	246	－	246
長期借入金	－	6,997	－	6,997
負債計	－	7,243	－	7,243

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券、営業投資有価証券及び投資有価証券

上場株式及び上場不動産投資信託については、取引所の価格をもって時価としており、レベル1の時価に分類しております。ただし、TOKYO PRO Marketに上場している株式は、市場の流動性等を考慮しレベル2の時価に分類しております。債券については市場価格がないので、元利金等の合計額や回収見込額を国債金利やリスクプレミアムを適切に反映した割引率で割り引いて算定した価額を時価と算定しております。また、新株予約権は相場価格が入手できないため、モンテカルロ・シミュレーションを用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、算定時点の株価、無リスク利率等が含まれ、時価算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債

当社グループの発行する社債は、市場価格のないものであり、元利金の合計額を同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうち、レベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券、営業投資有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
債券	割引現在価値法	割引率	3.52% ~5.07%	3.70%

「その他」は、外部の評価専門家から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

(2) 期首残高から期末残高への調整額、当期の損益に認識した評価損益

(百万円)

		有価証券、営業投資有価証券 及び投資有価証券	
		社債	その他
期首残高		306	－
当期の損益又は	損益に計上(※)	－	△0
その他の包括利益	その他の包括利益に計上	△19	0
購入、売却、発行及び決済等の純額		△47	3
レベル3の時価への振替		－	－
レベル3の時価からの振替		－	－
期末残高		239	4
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日 において保有する金融資産及び負債の評価損益		－	△0

(※) 連結損益計算書の「営業原価」に含まれています。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループは管理部門にて時価の算定に関する方針を定めており、これに従って時価を算定しております。算定された時価は、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しており、時価の算定の方針に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。

また、外部の専門家から入手した評価結果を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認等の適切な方法により時価の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

債券の時価の算定で用いられている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は国債金利やリスクプレミアムを適切に反映した利率から構成しております。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせます。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部連結子会社では、福島県その他の地域において、障がい者グループホーム（土地を含む）及び埼玉県において物流施設を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は39百万円（賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末 の時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計 年度末残高	
1,631百万円	6,912百万円	8,544百万円	9,030百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な増加額は、新規連結に伴う増加（6,016百万円）及び不動産取得（1,002百万円）であり、主な減少額は減価償却（105百万円）であります。
3. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づく鑑定評価額又は一定の評価額によるものであります。
4. 建設中の資産については、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。なお、当連結会計年度末における建設中の資産の連結貸借対照表計上額は152百万円であります。

8. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、投資事業の単一セグメントであり、営業収益のうち顧客との契約から生じる収益は、下記のとおりであります。

(単位：百万円)

	管理運営 報酬等	営業投資 有価証券 売却高	組合持分利益・ インカムゲイン 等 (※1)	その他 (※2)	計
一時点で移転される 財	15	－	745	9	770
一定の期間にわたり 移転される財又はサ ービス	181	－	－	39	220
顧客との契約から生 じる収益	196	－	745	48	990
その他の収益 (※3)	－	908	218	－	1,127
外部顧客への売上高	196	908	964	48	2,117

(※1) 組合持分利益・インカムゲイン等には、当社グループが運営する再生可能エネルギープロジェクトの売電収益及びスマートアグリプロジェクトの野菜の販売額等が含まれております。

(※2) コンサルティング収益が主なものであります。

(※3) その他の収益は、「収益認識に関する会計基準」の適用範囲外から生じた収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項(3)会計方針に関する事項 ⑥重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額に関する情報
 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	92
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	134
契約負債 (期首残高)	33
契約負債 (期末残高)	85

契約資産は、主に再生可能エネルギープロジェクト及びスマートアグリプロジェクトで生じた営業債権で、履行義務を充足した時点で契約資産として認識しております。

契約負債は、主に管理運営報酬等で生じたものであり、その増減は、前受収益の受取り（契約負債の増加）と、収益の認識（契約負債の減少）により生じたものであります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は、33百万円であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 290円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 2円01銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、2025年9月29日開催の取締役会において、KIC ホールディングス株式会社の株式を追加取得及び子会社化することについて決議し、2026年1月7日を株式譲渡実行日として、当該株式を取得いたしました。2026年1月14日付で株式60.0%の取得が完了したことから、KIC ホールディングス株式会社及び同社連結子会社のKICアセット・マネジメント株式会社に加え、KICアセット・マネジメント株式会社が特定資産の管理及び処分に係る業務を行う特定目的会社のうち、KIC春日部2特定目的会社が、当社の連結子会社となりました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

① KICホールディングス株式会社

被取得企業の名称：KICホールディングス株式会社

事業の内容：持株会社、不動産開発事業、プリンシパル投資事業

② KICアセット・マネジメント株式会社

被取得企業の名称：KICアセット・マネジメント株式会社

事業の内容：アセット・マネジメント事業、アドバイザリー事業、証券化事業

③ KIC春日部2特定目的会社

被取得企業の名称：KIC春日部2特定目的会社

事業の内容：不動産開発事業

(2) 企業結合を行った主な理由

KICホールディングス株式会社(以下「KIC HD」)は物流施設の開発会社であり、直近では、そのノウハウを活用してデータセンター施設の開発も手掛けています。KIC HD傘下のKICアセット・マネジメント株式会社(以下「KIC AM」)は、金融商品取引業などのライセンスを保有しており、物流施設などのアセット・マネジメント事業、アドバイザリー事業、証券化事業を手掛けています。

当社は、これまで、KIC HDに対しベンチャー投資を行いその成長性を支援して왔습니다。しかしながら、最近になってKIC HDが当社の注力投資分野であるデータセンター・プロジェクトを手掛けるようになったことや、当社が将来不動産を投資対象とするファンドを組成するにはKIC AMの保有する金融商品取引業などのライセンスが必要となることから、今般、KIC HDの株式を追加取得して子会社化することといたしました。

今後、当社は、KIC HDの子会社化を通じて、注力投資分野であるデータセンターのプロジェクト案件や開発ノウハウを取得するとともに、KIC AMの保有するライセンスを活用し将来的に不動産ファンドを組成することで、安定したアセット・マネジメント収益の拡大を目指します。

(3) 企業結合日

2026年1月14日(みなし取得日2025年12月31日)

(4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称
変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

- ① KICホールディングス株式会社及びKICアセット・マネジメント株式会社
企業結合直前に所有していた議決権比率：16.7%
取得日に追加取得した議決権比率：43.3%
取得後の議決権比率：60.0%

② KIC春日部2特定目的会社

冒頭に記載のとおり、当社がKIC HDを子会社化したことから、KIC春日部2特定目的会社（以下「春日部2TMK」）が当社の連結子会社となりました。当社は今般の企業結合直前に春日部2TMKの優先出資証券のみを所有しており、当該優先出資証券の所有比率（優先出資証券と特定出資証券の合計に対する比率。以下同じ。）は48.6%でした。その後、当社は、今般の企業結合により取得日に春日部2TMKの特定出資証券を追加取得しており、当該特定出資証券の所有比率は0.0%です。その結果、今般の企業結合後の所有比率は、優先出資証券及び特定出資証券の合計で48.6%となっております。

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

- ① KICホールディングス株式会社及びKICアセット・マネジメント株式会社
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。
- ② KIC春日部2特定目的会社

当社は企業結合直前から優先出資証券を保有しており、今般の上記①の企業結合に伴い、特定出資証券を取得したことによるものです。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

(1) KICホールディングス株式会社及びKICアセット・マネジメント株式会社
取得の対価 企業結合直前に所有していた株式の企業結合日における時価 418

百万円
追加取得の対価 現金 200百万円
取得原価 618百万円

(2) KIC春日部2 特定目的会社

取得の対価 企業結合直前に所有していた株式の企業結合日における時価
1,030百万円
追加取得の対価 現金 -百万円
取得原価 1,030百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用 4百万円

5. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階差益 369百万円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

KICホールディングス株式会社及びKICアセット・マネジメント株式会社

① 発生したのれん

582百万円

のれんは、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) KICホールディングス株式会社及びKICアセット・マネジメント株式会社

流動資産 291百万円

固定資産 137百万円

資産合計 429百万円

流動負債 81百万円

固定負債 286百万円

負債合計 368百万円

(2) KIC春日部2 特定目的会社

流動資産 350百万円

固定資産 6,027百万円

資産合計 6,377百万円

流動負債 8百万円

固定負債 3,760百万円

負債合計 3,769百万円

株主資本等変動計算書

第45期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2025年4月1日 残高	100	—	6,291	6,291	416	416	△152	6,655
事業年度中の変動額								
新株の発行	389	389	—	389	—	—	—	778
当期純損失	—	—	—	—	△320	△320	—	△320
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	389	389	—	389	△320	△320	—	458
2026年3月31日 残高	489	389	6,291	6,680	95	95	△152	7,113

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2025年4月1日 残高	73	73	—	6,728
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	—	—	778
当期純損失	—	—	—	△320
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	30	30	1	31
事業年度中の変動額合計	30	30	1	489
2026年3月31日 残高	104	104	1	7,218

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び
関連会社株式 移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 営業投資有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(3) 投資事業組合出資金等

当社及び関係会社が管理運用する投資事業組合等(以下「組合等」)について、当社と決算日が同一である組合等については当社の決算日における組合等の財務諸表に基づいて、当社と決算日が同一でない組合等については、当社の決算日における組合等の仮決算による財務諸表に基づいて、組合等の資産、負債及び収益、費用を当社の出資持分割合に応じて計上しております。また、他社が管理運用する組合等は、主に当該組合等の最近の財産及び損益の状況に基づいて、その純資産及び純損益を当社の持分割合に応じて計上しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

②無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

①投資損失引当金

投資の損失に備えるため、投資先会社の実状を勘案して、その損失見積額を計上しております。また、減損損失相当額を投資損失引当金繰入額に含めて計上し、取得原価の直接減額はしておりません。

②貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については、財務内容評価法により計上しております。

③賞与引当金

従業員に支給する賞与に備え、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

投資事業組合等管理運営業務

組合管理報酬については、契約に基づいて、投資事業組合等の管理運営に係る業務を提供する履行義務を負っております。

これらの履行義務は、契約期間において時の経過により充足されるものであり、時の経過に応じて収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

営業投資有価証券の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

営業投資有価証券	6,629百万円
投資損失引当金	779百万円

(2) その他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

未上場営業投資有価証券に対する減損及び投資損失引当金計上については、四半期ごとに各投資先会社の資産内容、事業状況、資金状況、当社の投資の回収状況等を勘案し、格付けを行い、損失額を見積もっております。また、存続期限が間近に迫ったファンドから投資している未上場営業投資有価証券に対しては、早期換金化による流動性リスクを加味した上で評価しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

各投資先会社の資産内容、事業状況、資金状況及び投資の回収状況に基づく格付けは、個々の投資先の実状（直近ファイナンスの状況、マイルストーンなど事業進捗の達成状況、資金繰りの状況等のデータに加えて、将来予測である事業計画に含まれる経営改善施策を反映した著しく下落した一株当たり純資産の回復や業績の見込み、計画されている株式上場やトレードセールの進捗状況、投資の回収計画の実現可能性及び回収見込額等）を勘案しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

未上場営業投資有価証券及び投資損失引当金については、毎期見直しを行い最善の見積りと判断により決定しております。しかしながら、将来の不確実な経済条件の影響を受け、見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

未収入金 4百万円

上記の担保に供している資産は、連結子会社の債務に対するものではありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 39百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①短期金銭債権 1,017百万円

②長期金銭債権 227百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①営業取引による取引高 153百万円

②営業取引以外の取引高 80百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	78千株	－千株	－千株	78千株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	1,123百万円
投資損失引当金	273
営業投資有価証券評価損	133
関係会社株式評価損	104
その他	168
繰延税金資産小計	1,803
税務上の欠損金に係る評価性引当額	△1,123
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△680
評価性引当額小計	△1,803
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7
繰延税金負債合計	△7
繰延税金負債の純額	△7

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	事業の内容 内 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ジャイク事務サービス株式会社	投資	100	設備の賃貸	設備賃料	14	—	—
子会社	KICホールディングス株式会社	投資	60	社債の引受	社債引受	—	その他 (投資その他の 資産)	227
子会社	合同会社JDIP-8	投資	直接 0	資金の貸付	貸付	107	営業 貸付金	107
			間接 100		回収	107	—	—
子会社	合同会社JDIP-11	投資	直接 0	資金の貸付	貸付	694	営業 貸付金	512
			間接 100		回収	512	—	—
子会社	JAICソーラー投資事業有限責任組合	投資	直接 99	出資先	出資	1,429	—	—
			間接 1		分配	1,040	—	—
子会社	KIC CAPITAL 投資事業有限責任組合	投資	直接 95	出資先	分配	787	—	—

			間接 5					
子会社	JAICスケールアップ ファンド投資事業有限 責任組合	投 資	66	出 資 先	出 資	200	-	-
関連会社	投資事業有限責任組合 JAIC-Web3ファンド	投 資	0.2	出 資 先	分 配	118	-	-

(注1) 事業の内容又は職業欄には、セグメントの名称を記載しております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記のジャイク事務サービス株式会社とKICホールディングス株式会社との取引は、取引内容を勘案して両者の協議の上で決定しております。

上記の営業貸付金は、障がい者グループホームプロジェクトのために貸付けたもの又は営業貸付金の返済を受けたものであり、当該プロジェクトの状況を勘案し取引条件を決定しております。

上記の投資事業組合等との取引は、組合契約に基づき出資をしたもの又は、組合財産の払戻を受けたものであります。

8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項 (6)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 278円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 13円94銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

日本アジア投資株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 跡部尚志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 槻英明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本アジア投資株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アジア投資株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

日本アジア投資株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 跡部 尚志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 槻 英明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アジア投資株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下の通り報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に直接又はオンライン形式にて出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月27日

日本アジア投資株式会社 監査等委員会

監査等委員 橋 徳人 ㊟

監査等委員 澁谷 功 ㊟

監査等委員 丸山 千名美 ㊟

(注) 監査等委員澁谷 功及び丸山 千名美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上